

事務連絡  
令和2年6月18日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課  
障害者福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う  
放課後等デイサービス事業所の対応について（その3）

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）に係るQ&A」（令和2年6月3日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のQ1からQ3により、複数の市町村から児童を受け入れている放課後等デイサービス事業所における、学校休業日単価適用の終了日についての取り扱いが示されています。

つきましては、市内放課後等デイサービス事業所の取扱いについては下記の通りといたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

- 久留米市内の放課後等デイサービス事業所を利用する児童の報酬単価は、令和2年6月21日まで学校休業日単価を適用します。  
なお、利用児童が通っている他市の学校が6月22日以降も通常登校でない場合は、貴事業所の全ての利用児童について当該他市学校の通常登校までの間、休業日単価を適用します。
- 久留米市に対しては、6月22日以降も休日単価を適用する場合のみ、ご連絡ください。
- 久留米市以外の支給決定市町村に対しては、いつまで休日単価を適用するか、報告をするようにしてください。

【連絡先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3  
久留米市 健康福祉部 障害者福祉課  
TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752  
Email：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

《●事業所運営に関すること》

松瀬・重永・師岡・中島

《●個々の利用者に対する支援に関すること》

原口・山崎・池末・松崎・箆島・持丸